

10月1日から乳児を対象としたB型肝炎ワクチンが定期接種（無料）となります

●B型肝炎ワクチンの効果

B型肝炎ワクチンの接種は、B型肝炎ウイルスへの感染予防を目的としています。B型肝炎ウイルスは、主に血液などの体液を介して感染しますが、感染している状態が長年続くと慢性肝炎や肝硬変などの肝臓の病気になる可能性があります。予防接種を受けて免疫ができることで（個人差があります）、これらの病気や周りの人への感染を予防できます。

●対象者

平成28年4月1日以降に生まれた0歳児（1歳の誕生日の前日まで接種可能）

【標準的な接種期間】生後2カ月から生後9カ月になる前日まで

※対象外の人

HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児であり、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部または一部を受けた人

※母の妊婦健康診査（1回目にHBs抗原の検査を実施しています）の結果と子どもの予防接種記録（健康保険対象の場合、生後12時間以内を目安に1回目のB型肝炎ワクチンの接種を行います）をご確認ください。

●接種回数 3回

●スケジュール

1回目を接種した後、4週間以上あけて2回目を接種し、その後3回目は1回目から20週間以上あけて接種する。なお、2回目と3回目は1週間以上あける。

※B型肝炎ワクチン接種後、違う種類の予防接種を受ける場合は、1週間以上あけてください。

●接種方法

対象者には、9月末までに予診票などを同封した通知を配付または郵送します。回数や対象に当てはまるかなど、再度母子手帳などの妊婦健康診査の結果や予防接種記録をご確認のうえ、直接医療機関に予約して接種してください。

●接種料金 無料（接種料1回7,000円程度全額町が負担します。）※対象外の場合は、全額自己負担です。

●Q&A

Q1. 上記対象者に当てはまるが、過去に1度でも任意接種でのB型肝炎ワクチンを接種しており、3回終了していない場合の接種回数はどうなるのか？

A1. 残りの回数分の予防接種を定期接種として行ってください。

（例えば…、任意接種で1回のみ接種している場合、定期接種として残り2回を接種します。）

Q2. 10月より以前にB型肝炎ワクチンを接種していた予防接種費用は町に請求したら返金されるか？

A2. B型肝炎ワクチンの定期接種は10月から開始となるので、すでに接種した任意接種については、費用の返還はありません。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

参加者募集!!

お茶の間筋トレ教室 ボランティア・リーダー養成講座

町内公民館で実施している介護予防教室（お茶の間筋トレ）で活動していただけるボランティアやリーダーを募集しています。活動内容は、体操前の体調チェック、体操時の声掛けなどです。ご自身の健康づくりと介護予防のため、また地域のために活動を始めたいという人、このボランティア養成講座に参加してみませんか？
たくさんのご参加をお待ちしております！

回	日 程	内 容	講 師	場 所	申込締切
1	9月16日(金)	・開講式 ・介護予防の基礎知識 ・ボランティア・リーダーの心得 他 ・実践① ・レクリエーション①	・理学療法士 (有明成仁病院) ・健康運動指導員 ・保健師	中央公民館 (1階和室)	9月9日(金)
2	9月23日(金)	・安全・安心に体操を行うための基礎知識 ・リスク管理(血圧、転倒予防、脱水など) ・実践② ・レクリエーション②		中央公民館 (1階和室)	午後1時30分～3時30分
3	9月30日(金)	・血圧測定の方法 ・実践③ ・レクリエーション③		中央公民館 (1階和室)	無料
4	10月7日(金)	・体力測定の方法・ポイント ・実践④ ・レクリエーション④ ・閉講式		中央公民館 (1階和室)	持ってくる物 飲み物(水分補給用)、筆記用具、 メガネ(必要な方) 動きやすい服装でお越しください。
					募集人数 10名程度 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

※実践では、ボランティア・リーダーとしての声かけのポイントなどを説明しながら行います。
※講座の内容は、多少変更することがあります。

申し込み・問い合わせ先 本庁 健康福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金が支給されます

平成28年度臨時福祉給付金

●支給対象となる人

平成28年1月1日において和水町に住
民登録があり、平成28年度分の住民税
が課税されていない人。
ただし、住民税が課税されている人の
扶養親族になっている人や生活保護受
給者などは除きます。

※「高齢者向け給付金」（3万円）の支
給対象者も受け取れます。

●支給額

1人につき **3,000円**

障害・遺族年金受給者向け給付金

●支給対象となる人

平成28年1月1日において和水町に住
民登録があり、平成28年度分の住民税
が課税されていない人で、平成28年5
月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等
を受給している人。

※「高齢者向け給付金」（3万円）を受
給した人は受け取れません。

●支給額

1人につき **30,000円**



両方の支給対象に当てはまる人は、
2つの給付金を受け取れます。支給
はどちらの給付金も1回のみです。

受付期間

9月12日(月)～12月28日(水)

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

本庁健康福祉課または総合支所住民課

対象者へは9月上旬に申請書を郵送いたします。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

認知症家族介護者のつどい

～これでいいのかな？ こういうときは、どうしたらいいんだろう？～

認知症の人を介護されているご家族で、心がちょっと疲れたかな？ と思ったあなた。この“つどい”に参加してみませんか。

“つどい”は、参加した人たちが日頃の介護についての疑問など、何でもお話しいただける場です。同じ介護を経験している人たちとお話することで、介護のヒントが見つかるかもしれません。お気軽にご参加ください。

参加対象

町内で認知症の人を介護しているご家族および経験者

と き

9月28日(水) 午後1時30分～3時30分

と ころ

和水町福祉センター（和水町平野）

参 加 費

無料

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724